

成年になると増える 消費者トラブル

契約には責任が伴うことを自覚せよ!の巻

今すぐ必要な美容医療
なのか、あなたの自身の
気持ちを再確認しまし
ょ。



◆医療広告のガイドラインに反し
た、「加工・修正したビフォーア
フター写真」や「提供する医療
内容を誇張した表現」など、誤
認させるおそれのある広告があ
ることを知っておきましょう。

◆事前にリスクや副作用を確認し、
自分で説明できるくらいまで医
師から十分に説明を受けまし
う。

◆その場で契約することや施術を
受けすることはやめましょ。

ポイント
「二重まぶたの手術が一日で可能。
手術当日に化粧ができる」というS
NS広告をみて手術を受けたが、術
後一週間経つても腫れが引かない。

Case1

美容医療サービス

「令和2年版消費者白書」に
よると、20～29歳の消費生活
に関する相談が多く寄せられて
います。

◆入居前に、できる限り貸主と一
緒に現状確認しておきましょう。
また、入居前からあつたキズや
汚れなどの写真を撮つておくと、
退去時のトラブル防止につなが
ります。

◆賃貸借の退去時は、貸主と一緒に
現状確認することが大切です。
納得できない費用を請求された
ときは、貸主に説明を求め、費
用負担について話し合いましょ。

ポイント
◆SNS運営事業者の利用規約で
は、「SNSがきっかけでトラブル
が発生しても責任を負わない」
旨が定められていることがほと
んどです。SNS上で意気投合
した相手でも、本当に信頼できる
人なのか、慎重に判断しましょう。

◆貸貸マンションを退去後、貸主か
らハウスクリーニングや天井の貼り
替え、エアコン洗浄などの原状回復
費用を計1万円請求された。契約時
に敷金ではなく、契約書に原状回復に
関する特約もなかつた。部屋はきれ
いに使つていたので、高額な請求に
納得できない。

Case2

住宅の賃貸借

◆SNS上に投稿された情報は拡
散すると消去が困難です。個人
情報や自分の写真の投稿、身元
にしないようにしましょう。

◆学生証、運転免許証、健康保険
証など身分証明書の情報をS
NSで送つてしまふと、取り戻す
ことは困難です。個人情報を含
んだデータは相手に絶対に渡さ
ないようにならしめましょう。

◆SNSで知り合つた相手とやり取
りをしていたところ、「別のサイト
でやり取りをしよう」と言われ、出
会い系サイトに誘われた。サイト内
でやり取りをするには有料の専用チ
ケットに入る必要があり、高額な利
用料を支払ってしまった。

Case3

SNSによるやり取り

Q. 契約はいつ成立する？

A. 契約は、お互いが合意すれば口約束でも成立します。

お店で商品を買う場合、お客様が買いたいものをレジに出し、店員がレジを打ち始めたときに売買契約が成立します。



Q. 契約書は何のためにある？

A. 契約書は、合意内容を明確にし、証拠として残すためにつくられています。サインなどをすると、その内容の全部を承諾したことになるため、契約前によく読みましょう。

A. 契約したら、やめたいからと書いて勝手にキャンセルできません。たとえ、注文したものがまだ届いていなくとも同じです。契約を守らないと違約金を支払うことになります。訴えられたりすることもあります。

Q. 契約はキャンセルできる？

A. 契約したら、やめたいからと書いて勝手にキャンセルできません。たとえ、注文したものがまだ届いていなくとも同じです。契約を守らないと違約金を支払うことになります。訴えられたりすることもあります。

ひとりで悩まず消費生活センターへ

専門的な知識を持った消費生活相談員が相談をお受けします。原則、トラブルに遭った本人から聞き取りを行います。問題点を整理し、事業者との交渉方法や具体的な解決策を助言し、相談者と事業者が互いに納得できるように働きかけます。

ご相談の際には、商品やサービスの保証書、契約書類、請求書や領収書を用意しておくとスムーズです。

*相談者が高齢であったり、特別な事情がある場合や、複雑な案件の場合には交渉のお手伝いをします。

香芝市消費生活センター

- ◆時間 毎週月・火・水・金曜日
10:00~12:00、13:00~15:00
- ◆場所 市役所1階
- ◆電話 ☎44-3313（直通）

広陵町消費生活相談窓口

- ◆時間 毎週木曜日
10:00~12:00、13:00~15:00
- ◆場所 広陵町役場1階（安全安心課内）
(広陵町大字南郷583-1)
- ◆電話 ☎55-1001（代表）

*市内在住・在学・在勤のかたであれば、どちらの窓口も利用できます。

*相談は無料です（相談内容やプライバシーに関わる一切の秘密は厳守します）。

*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、まずは電話でご相談ください。



全国共通の電話番号「消費者ホットライン」

い や や
188 (局番なし)もあります

消費者庁 消費者ホットライン188 最寄りの消費生活センターに案内されます
イメージキャラクター「イヤヤン」

消費生活に関するトラブルは、未然に防ぐことが一番ですが、もしも「トラブルに巻き込まれて困った」また「巻き込まれそうで不安、どうしよう」というときには、迅速な対応が不可欠です。お気軽に消費生活センターにご相談ください。



若年者向けの呼びかけキャンペーン実施中！

【法務省作成コンテンツ】

◆アニメ「東京リベンジャーズ」とタイアップした 政府広報キャンペーン

キャラクターが会話形式で、「成年年齢引下げ」によって変わること・変わらないことについてわかりやすく紹介しています。



◆成年年齢引下げ特設ウェブサイト 「大人への道しるべ」

「契約は何のためにあるのか」「クレジットカードのしくみ」「お酒やSNSの使い方」など、大人になるまでに知っておきたい情報をマンガやクイズで楽しく学べるようになっています。

